

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和3年10月22日（金） 号外第95号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ **病院局管理規程** 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（4）（総務課）・・・2

## 病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年10月22日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

### 鳥取県病院局管理規程第4号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(初任給調整手当) 第7条の2 略</p> <p>2 初任給調整手当の月額は、初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号）別表（次項において「規則別表」という。）<u>に掲げる額とする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員に対して支給する初任給調整手当の月額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>院長 規則別表の期間の区分欄が28年以上29年未満であるものの額</u></p> <p>(2) <u>欠員の補充が特に困難であり特別の考慮を必要とすると管理者が認める職を占める職員（前号に掲げる職員を除く。） 規則別表の期間の区分欄が1年未満であるものの額</u></p>	<p>(初任給調整手当) 第7条の2 略</p> <p>2 初任給調整手当の月額は、初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号）別表に掲げる額とする。<u>この場合において、院長に対する同表の適用については、期間の区分欄に掲げる期間が28年以上29年未満であるものとする。</u></p>

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の規定は、令和3年4月1日から適用する。